

平成28年度 第5回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年8月5日（金） 9時00分から11時00分

2. 場 所 江北町公民館 研修室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (1 件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1 件)

議案第2号 農地法第4条による許可申請に対する意見 (1 件)
について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (1 件)

議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定について

議案第5号 農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について

① 農地利用最適化推進委員会の設置について

② 農業委員定数について

③ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割りについて

④ 選考委員会の設置について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 納富智浩

主事補 諸富真純

6. 会議の概要

局長	<p>只今から平成28年度第5回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【会長挨拶】</p>
局長	<p>本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。</p>
局長	<p>それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いします。</p>
会長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。</p> <p>江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、5番大串俊實委員、6番関川況一郎委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。</p>
会長	<p>それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告第1号をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、1件です。</p>

事務局

【報告第1号、1番朗読、説明】

以上、受付番号1番は、いずれの内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をおねがいします。

(質問、意見なし)

議長

次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案朗読、説明】

事務局

以上、受付番号1番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため。許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番を武富澄男委員をお願いします。

2番委員

受付番号1番は賃貸借の新規の案件で、協力委員と現地調査を行いました。レンコンを作付されるということで、2地区ではレンコンで苦情等の問題がありましたので、各地区の農業者との話し合いを行い、隣接農地を作付されている農業者にも承諾をいただきました。

近年、レンコン作付けの隣接農地へ水が漏れ、大変困っているという相談を多く受けましたので、対策をしてもらっておりますが、十分な対策ではない現状です。

今後もレンコン田が増える状況にありますので、委員会で何らかの対策ができないかと思えます。

米までは貸付人、レンコンから借受人が作付けを行う予定で、現地も何ら問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

10 番委員 なぜ期間が3年間なのですか。

事務局 今回の案件で3年と設定したのは、他の農地も貸付をされており、この契約の期間満了と合わせるようにしております。本人は長くされるようでしたが、両契約の更新を別々にするより一緒にした方が次回の手続きが一度で済むため、3年としております。

議長 先程、2番委員からご提案がありました。レンコンの作付けについて隣接農地のトラブルがあり、その都度、農業委員会と事務局で案件ごとに話し合い、処理等を行ってきました。今後、レンコン作付けが増えるようであれば、隣接農地との境界に決め事を作ってもよいのではないかと思います。皆さま、ご意見ををお願いします。

副会長 私の作付している農地の隣接地もレンコンを作付けされておまして、作付けしてから4～5年経ちますと漏水が多くなってきましたので、なぜかを確認したところ、パネルをしてあるところが腐食をして、そこから漏水をしておりました。レンコンの作付け者に対策をしてもらおうようお願いをして、対応をしてもらいましたが、また4～5年してから多くなってきたので、溝を作るようお願いをしました。深く作ってもらいましたので、現在は漏水がくることはありません。早めの対策をしてもらおうようにしていけないと思います。

事務局 前回の総会で、4番委員から同意書を提出してもらおうよというご意見がありました。他にできる方法としまして許可書に条件として排水対策をするよと記載するようにするなどですね。

副会長 始めのうちはいいのですが、5年くらい経つと老朽化してどうしても漏水してしまうので、継続的にできる方法がいいと思います。

7 番委員 作る側からですと、あまり離したくないのである程度、隣接農地から離してパネルを付けて作付けをしますが、溝を掘っていても耕作途中で溝に漏水が埋まったりして、漏水が防げなかったりもしたりします。道端で土留めのあるところは利害関係がないとパネルを付なかったりもしているところもあります。

- 7 番委員 作る側からだと少しでも広く作りたいという要望もでると思います。
- 福会長 隣接農地からしたら対策をしてもらって、再度対策してほしいと言にくいところもあると思います。
- 7 番委員 道を 3m 隔てて作っているところでも、高低差によっては漏水してしまうところもあります。
- 2 番委員 今回の借受人は隣接農地への漏水対策として、道を隔てて、トレンチャーを敷いて、横に V に掘ってありますので、吸い込みもして流れもするようにしてあります。交差点に面した土地は 3m ほど離して耕作をしてあります。
- 副会長 農業委員会で今回、耕作される借受人がしてあるように決めることはできないのですか。
- 事務局 窓口に来られて手続きの際に、説明をするのはいいのですが、強制力はないです。
- 7 番委員 手続きをする時点で耕作上の条件を出して、承諾されたら耕作をしてもらってもいいと思います。
条件をするのは今後からの新規の案件からかそれとも現在、耕作してあるところも含めるのかなども決めていかないと思います。
- 会長 地域により地形等が違いますので、地区担当委員が話し合いに参加をして案を出し、状況を把握して両者に提示を行い、今後のトラブルを防ぐようにしていただきたいなと思います。
- 3 番委員 町内のレンコンの溝きり等をしてきましたが、業者によってはパネルの高さがバラバラですので、パネルの高さもある程度、決めておかないと短いパネルを付けて漏水があってトラブルに発展する可能性もあると思います。
- 7 番委員 パネルの高さは最高 90 cm ですが、90 cm を付けていても下から流れたりします。
- 副会長 高い分、流れる量はそんなに多くはないのか。
- 7 番委員 低いのに比べたら多くはないです。

会長 レンコン作付けによる条件の案を来月の総会で提出していただけないでしょうか。

事務局 まとめますと、隣接地との間隔の確保、パネルの高さ、溝を入れるか入れないか、溝の形ですね。案を出したいと思います。

会長 他にございませんか。
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第 2、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第 2 号の議案書をご覧ください。今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 議案 1 件です。

以上、受付番号 1 番は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに支障はないと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号 1 番を古賀健則委員をお願いします。

7 番委員 昨年より転用の話をすすめておりました。隣接農地の所有者の迷惑にならないようにすることや計画通りに作業をするように指導をいたしました。計画通りにしてなかったら再度、立て直しもあるということも伝えております。この案件について、計画通りにされていくと思いますので何ら問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議長

次に、日程第2、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。

江北町長より平成28年8月5日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が1件です。

面積が5,037平方メートルです。

【議案朗読、説明】

事務局

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番を事務局にお願いします。

事務局 受付番号1番は、6月に別の農業者から佐賀県農業公社に買い渡しし今回、別の農業者が買戻したものです。

議長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。

ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

次に、日程第2、議案第4号の「下限面積の設定について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。

下限面積（別段の面積）の設定についてです。毎年、農業委員会で50a未満の農業者の貸し借り等に関するもので、引き下げもできますが事務局としまして50a要件は変更しない方針で案をだしております。理由といたしまして、2016年水田台帳において、管内で50a未満の農地を耕作している農家は、全農家数の約25%であり、これが40%を上回っていると50a要件の検討をしないといけなくなりますが、40%には達しておりませんので引き下げをしなくてもよいと思います。もう一点が、遊休農地の関係で昨年の利用状況調査の結果、管内の遊休農地率0%と低い状況でした。これが1%を超えてくると要件の引き下げを検討しないといけないのですが、低水準を維持しておりますし、50a未満を引き下げいたしますと登記目的の農地取得等ができます。現在、江北町の認定農業者も多く、農地を買われる方もおられますので50a要件はそのままです。以上で説明を終わります。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番委員 何も農地を持っていない方は、50 a いっぺんに購入するか借りるかしないといけないのですか。

事務局 そうなります。

3 番委員 そしたら 10 a の農地所有者は購入できないのですか。

事務局 10 a 所有してある方は 40 a いっぺんに購入してもらようになります。

3 番委員 合計が 50 a 以上ならばいいということですか。

事務局 そうです。

8 番委員 借り入れ地もですか。

事務局 借り入れ地もです。

7 番委員 所有権を持たずに耕作をしている方はどうなりますか。例えば 30 a 耕作をしていたら 20 a 購入できるということですか。

事務局 50 a 要件を満たしておりますので購入できます。

3 番委員 例えば 30 a 所有している農地を貸付けている場合は、20 a を所有者は購入できるのですか。

事務局 基準となるのが耕作をしている農地の面積が 50 a 以上となるので、30 a 所有していても耕作されていないので購入はできません。

議長 ほかにございませんか。
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第2、議案第5号の「農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について」を、議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号をご覧ください。

諮問項目1点目の農地利用最適化推進委員の設置については結論といたしましては推進委員を委嘱しないで現在の体制を維持するという事でまとめております。

諮問項目の2点目の農業委員定数についても結論といたしましては、現行と同じ13名でまとめております。

諮問項目3点目の農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割りについてですが、7月の総会で審議をいただきました。結論といたしましては現在の地区割りのままでまとめております。

諮問項目4点目は選考委員会の設置についてです。7月の総会で審議いただいたところでございます。結論といたしましては、選考委員会の委員を副町長、産業課長、総務課長、事務局案として佐賀県農業会議の職員です。農業会議の職員を入れて理由は法改正に伴い法的な意見を出していただきたいと思い、農業会議の職員を入れて、結論として

まとめております。

なお、選考委員、選考委員会の運営についてですが、前回の審議では募集資格をどうしていくかを審議いたしました。募集資格は原則としては江北町在住の方、江北町の常勤職員でない者でまとめております。

選考委員会の審査方法は、選考委員会の判断で必要に応じて面接が可能ということ、選考会の傍聴を公開するかしないかです。選考委員会を行ったうえで、傍聴も公開しない方法もできますので規則及び規定としてまとめております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

ありがとうございました。これより協議に入ります。

ただいま事務局から諮問項目について説明がありましたが、委員の皆様よりご意見を賜りたいと思います。

項目ごとに進めていきたいと思います。諮問項目1点目の農地利用最適化推進委員の設置について」ご意見ございませんか。

議長

佐賀県内の最適化推進委員を委嘱しなくてもいい市町が江北町、白石町、みやき町、鳥栖市です。

議長 白石町も推進委員を委嘱せず、現体制で今後も活動を行っていくということです。
ご意見ありませんか。
(意見なし)

議長 最適化推進委員を委嘱せず、現体制を維持していきたいと思います。
9月に答申案を議決していただくようになりますので、項目1点目は現体制でよろしいですか
(全員賛成)

議長 2点目の農業委員定数につきまして、結論としましては現在の定数で活動をしていく方針であります。皆さまのご意見を賜りたいと思います。

4番委員 13名の内訳を教えてください。

事務局 認定農業者が7名以上、非農家の方が1名以上でこちらは法律に規定があります。40歳未満が2名、女性農業者が2名で法律の規定がありませんが、県の会議に出席した際に、2名以上定数をだしてほしいということですので、必ず2名以上ということではありません。必要な人数は、認定農業者が半数以上、非農家の方が1名以上ということです。
資格をひとつずつ取るとすると、13名中12名が枠に入るようになってしまいますので、例えば40歳未満の認定農業者や女性の認定農業者などを入れた方が、一般の委員の枠が増えるということです。

11番委員 40歳未満というのは、辞令交付をするときに40歳未満であって任期中に40歳以上になってもいいのですか。

事務局 そうです。辞令交付の時期は来年の7月20日です。
農業委員の内訳で規定通りにしていなかったら罰則とかはありますか。

事務局 罰則はあるという話でした。農林水産省に届出をして許可をもらう必要があります。市町は努力をしたうえで人選したとうことを説明するようになります。

議長 他にありませんか。次に、諮問項目3点目の地区割りについてです。

7番委員 公募で同じ地区から5名委員になられたりすると地元の隅々まで管理が行き届くか不安ですので、ある程度、地区から委員になられたらいいと思います。

議長 8番委員が発言されたように、選出の際に難しくなりますが地区割りは地元の委員が選出された方が、今後の活動をしていくなかでスムーズに行っていけると思います。

事務局 来年の改選後に、農業委員に任命された方に再度、地区割りについては決定をしたいと考えています。事務局案としましては、現在の地区割りのままで活動をしていく方針です。

議長 他にありませんか。次に、諮問項目4点目の選考委員会の設置について協議いたします。

7番委員 普及センターの職員が法律面でもサポートできるのであれば、農業会議よりも普及センターの職員を入れた方がいいのでは。

事務局 普及センターでは地域の実情などを中心に業務をされておりますので、農業委員会法については専門外にはなりません。農業会議には了承を得ておりますので、普及センターにも連絡をいたします。次回の総会で報告をいたします。

8番委員 事務局長は入れた方がいいのでは。

事務局 事務局長は提案者になりますので選考委員には入れておりません。

選考委員も偶数人数ではなく奇数人数でしていきたいと考えております。偶数でも問題ありませんが、同数となった場合は議長が選出した方の議決となります。

選考委員会ですが公募で集まってきて選考委員会を2回ほどしないといけません。1回目は誰が選ばれたか、そしてこれからどうやって選出していくかの選考基準の決定、面接を行うか行わないかを協議をして、2回目に面接等を行っていくということになります。面接は強制ではありません。

9番委員 非農家を合わせて13名の農業委員になるのですか。

事務局 そうです。13名の中に非農家の方を入れるようになります。

8番委員 非農家の方も2名以上ですか。

事務局 非農家の方は1名以上ですので1名でも構いません。

議長

それでは第4項目の選考委員会については、事務局にて再度、協議をして来月の総会時に案の提出と普及センターへの連絡をお願いします。これで進めさせていただきますと思います。

事務局

ほかにございませんか。

議長

各委員にさまざまのご意見を伺いましたが、このことを事務局で取りまとめ、9月総会時に答申（案）として提示したいと思います。

議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

議長

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

11:00 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 5番委員

6番委員

(会議書記) 事務局職員

